

(参考1)

○消費生活協同組合法（抄）（昭和23年法律第200号）

（組合基準）

第2条 1 （略）

2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」(抄)

(昭和62年6月30日社生第77号)

(各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて厚生省社会局生活課長通知)

5 政治的中立の原則

(略)

組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする組織であつて政治的団体ではない。組合が政治問題に組織として深くかかわることは、多様な考えをもつ組合員に混乱と分裂をもたらすばかりでなく、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の活動の幅を狭め、消費者の組合への参加を阻害し、ひいては組合の本来の目的達成を困難にするなど、組合の健全な運営と発展にとつて障害となるおそれが強い。

「組合はこれを特定の政党のために利用してはならない」とされている(法第2条第2項)のは、このような趣旨に基づき組合の政党からの独立を規定したものである。

以上のようなことから、組合は政治問題には慎重であるべきであり、とりわけ選挙の際に理事会、総(代)会等組合の機関で特定の政党又は候補者の支援を決定したり、組合の機関紙により特定の政党又は候補者を推薦するなど組織として特定の政党又は候補者を支援してはならないこと。

「消費生活協同組合の政治的中立の確保について」(抄)

(平成11年3月5日社援地第8号)

(各都道府県消費生活協同組合主管部(局)長あて厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)

○選挙に際し組合を特定の政党のために利用すると考えられる事例について

組合が選挙に際し、組織として行う次のような行為

- (1) 理事会、総(代)会等の組合の機関において、特定の政党又は候補者の支援を決定すること。
- (2) 機関誌、チラシその他組合が発行する印刷物によって、特定の政党又は候補者の推薦等を行うこと。
- (3) 店舗等組合が管理する施設において、特定の政党又は候補者のポスター等を掲示すること。
- (4) 特定の政党又は候補者の選挙運動のために、組合が管理する施設、車両、備品等を提供すること。
- (5) 特定の政党又は候補者を直接支援することを目的とする組織に、組合として参画すること。